四一一三・一〇	やぎのもの	七・五％	六％	
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
四一一三・二〇	共通の限度数量以内のもの	二〇％	一六％	
	その他のもの	六〇％	三〇％	
	豚のもの	七・五％	六％	
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一〇％	八％	
	その他のもの	七・五％	六％	
四一一三・三〇	爬虫類（は）のもの	七・五％	六％	
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一二・五％	一〇％	
	わに革及びとかげ革	七・五％	六％	
	その他のもの			
	わに革及びとかげ革	一二・五％	無税	
	その他のもの	七・五％	無税	
四一一三・九〇	その他のもの	七・五％	六％	
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	七・五％	六％	
	その他のもの	七・五％	六％	
四一一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー	二五％	二五％	
四一一四・一〇	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	二五％	二五％	
四一一四・二〇	パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	二五％	二〇％	
	メタライズドレザー	二五％	二〇％	
	その他のもの	三五％	二八％	
四一一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもとして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	二五％	二〇％	
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもとして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	七・五％	六％	
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	三・七％	三％	
四二〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バックリュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、たばこケース、シガレットケース、スポーツバッグ、瓶用プケース、工具袋、スポーツバッグ、瓶用			

四二〇二・一一	ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、パルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したもの（限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、写真機用ケース、双眼鏡用ケース、楽器用ケース、銃用ケースその他これらに類する容器	二〇％	一六％	
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	一六％	一〇％	
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％	一六％	
	その他のもの	一二・五％	一〇％	
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％	一六％	
	その他のもの	一〇％	八％	
四二〇二・一九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	五・八％	四・六％	
	その他のもの	五・一％	四・一％	
四二〇二・二一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一七・五％	一四％	
	その他のもの	二〇％	一六％	
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一〇％	八％	
	その他のもの	一二・五％	一〇％	
	革製又はパテントレザー製のもの	一〇％	八％	
	その他のもの	二〇％	一六％	
	革製又はパテントレザー製のもの	一七・五％	一四％	
	その他のもの	二〇％	一六％	
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	二〇％	一六％	
	その他のもの	一〇％	八％	